

社会福祉法人 寿生会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿生会（以下「寿生会」という。）の定款第21条に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 役員等は、社会福祉法人寿生会定款（以下「定款」という。）第7条で選任された評議員、第16条で選任された理事、監事及び社会福祉法人寿生会定款細則第4条で選任された評議員選任・解任委員をいう。

(支給対象)

第3条 支給対象となる役員等は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 常勤の理事たる理事長（以下「理事長」）及び業務執行理事
- (2) 定款第11条に規定する評議員会に出席した評議員、定款第22条に規定により理事会に招集された理事及び定款細則第24条の規定により評議員会並びに理事会に出席した監事並びに定款第18条に規定する職務を行った監事
- (3) 定款6条に規定する評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員

(報酬等の支給額)

第4条 役員等の報酬及び日当は、次の各号に掲げる通りとする。

- | | | |
|---------------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 450,000円 |
| (2) 前条2号に掲げる者 | 1回 | 5,340円 |
| (3) 前条3号に掲げる者 | 1回 | 5,340円 |
- 2 前条第1項2号に規定する額は、定款第8条に規定する総額を超えることができない。
 - 3 理事長には、役員賞与を支給する。支給率については、理事会において定める。
 - 4 前条1号に掲げる者の報酬額を変更する場合には、評議員会の承認を得なければならない。

(理事長の報酬の始期終期)

第5条 理事長には、その職に就いた当月分から、報酬を支給する。

- 2 理事長が、任期満了、辞職、解任等によりその職を離れたとき、その当月分までの報酬を支給する。

(職員給与との併給)

第6条 理事等が職員として勤務する期間については、役員報酬は支給せず職員賃金規定に基づき、給与を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。
- 3 前項に規定する費用弁償としての旅費の支給方法、支給条件及び支給手続きについて

は、職員旅費規定に準ずる。

(報酬の支給日)

第7条 理事長の報酬支給日については、職員賃金規定に準ずる。

2 理事会又は評議員会に出席した役員等の日当については、出席ごとに支給する。

(補則)

第8条 この規則に定めるものの外、この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

付則

1 この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。